

2026年1月5日

お客さま各位

仙北信用組合

## 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について (手形・小切手の最終振出期限の設定等)

平素は、仙北信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当組合では、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでおります「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応として、「手形・小切手の最終振出期限の設定」等を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

全国銀行協会が「2027年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を公表するなどの国内全般の情勢を踏まえ実施するものです。

お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 実施内容

内 容	実施日
① 手形・小切手の最終振出期限の設定  2026年9月30日(水)をもって手形・小切手の振出を終了します。  実施日以降に振り出された当組合の手形・小切手は決済されません。	2026年10月1日(木)
② 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付終了  実施日以降、他行の手形・小切手の入金(手形割引を含む)受付を終了します。  注. 実施日以降は、他行(支払銀行)へのご呈示が必要です。	2026年10月1日(木)

### 2. 手形・小切手に関する2026年度末までのスケジュール

#### (1) 手形・小切手をお支払いに利用されているお客さま

項目	2026年度上期	2026年度下期
発 行	手形・小切手用紙の発行不可(2026年4月~) 自己宛小切手の取扱不可(2026年4月~)	
振 出		① 振出不可(2026年10月~)

#### (2) 手形・小切手をお受取り(手形割引を含む)に利用されているお客さま

項目	支払地	2026年度上期	2026年度下期
入 金	他 行		② 入金扱不可(2026年10月~)
代金取立	当組合 他 行		取立不可 (但し、2027年4月1日以降を支払期日とする手形・小切手に限る)